

農業知的財産保護・活用支援事業

【令和3年度予算概算決定額 81（78）百万円】

< 対策のポイント >

農業知的財産管理支援機関が一元的に品種開発者やグローバル産地が連携した海外の育成者権の取得に向けた市場規模や侵害リスク情報の収集や侵害状況の監視・把握、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた情報提供を行うとともに、農業分野の特殊性を踏まえた営業秘密等を保護するための指針を策定します。

< 事業目標 >

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

< 事業の内容 >

1. 海外における育成者権の取得に向けた情報提供

農業知的財産管理支援機関が一元的に海外の知的財産権として保護する必要がある優良な植物新品種について、海外の市場規模や侵害リスク情報等を収集し、品種開発者やグローバル産地に提供します。

2. 海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供

農業知的財産管理支援機関が一元的に海外の侵害状況を監視・把握し、品種開発者やグローバル産地に情報提供するとともに、効果的な侵害対策を助言します。

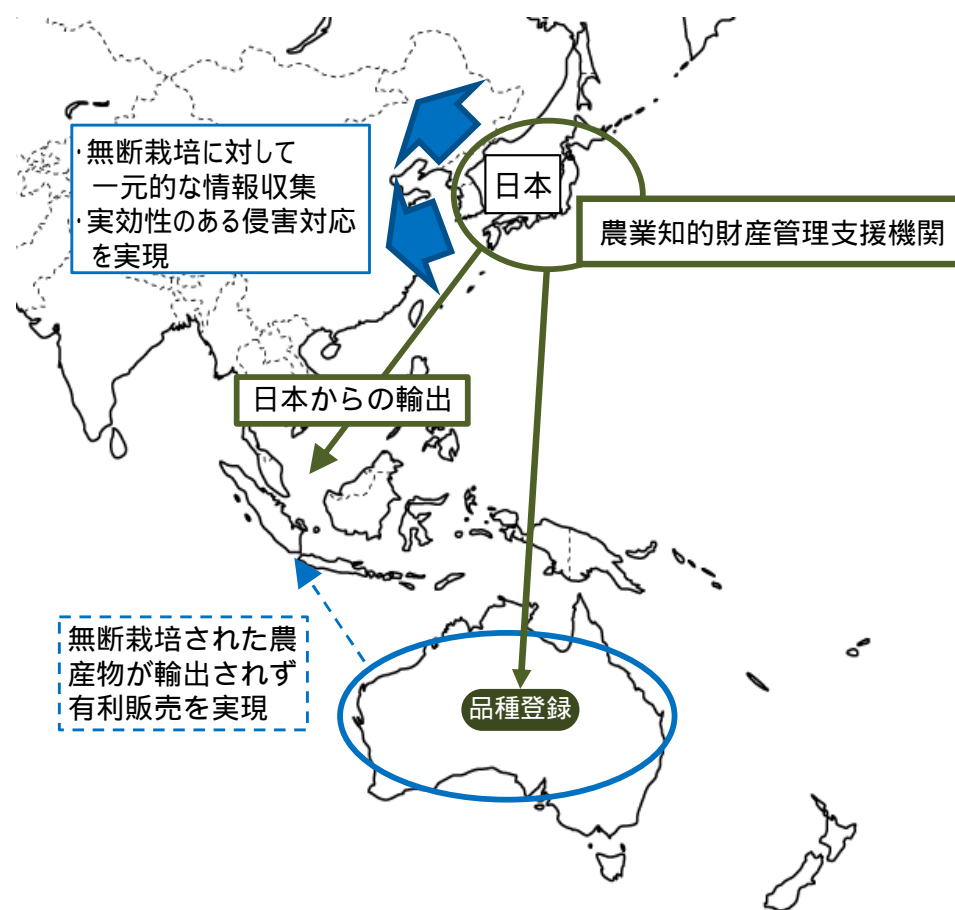
3. 農業知的財産に関する相談窓口の設置

農業知的財産管理支援機関に「知的財産相談窓口」を設置し、一元的に農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた情報を品種開発者やグローバル産地に提供します。

4. 農業分野の技術的知見の流出防止対策

農業知的財産管理支援機関が農業分野の特殊性を踏まえた営業秘密等を保護するための指針を策定します。

< 事業イメージ >



【お問い合わせ先】食料産業局知的財産課（03-6738-6443）

< 事業の流れ >

